原告　それなら、伊方沖では１万２千年前ぐらいだと証言すべきだったのでは？

垣見　ちょっと言い足りなかった。一概に１万２千年前とは言えないが、１万８千年よりは若かったかもしれないとは思う。

隠れた断層について

原告　この資料に「伏在断層」とあるが、それはどういうものか？

垣見　断層ではあるけれども、一番上の地層は覆われていて地表では見えないもの。

原告　この書証には、鳥取地震の際に、地上に現われた断層より長い震源断層があったとあるが、それは「伏在断層」か？

垣見　これは、「伏在断層」のように、少し掘れば出てくる、といったものではない。

原告　「伏在断層」とは似ている？

垣見　そうだ。

原告　鳥取地震では、地表に現われた二つの小断層だけでは、マグニチュード７．４の大地震は起らないが、隠れた断層も入れると「松田の式」に合った大きなマグニチュードとなるだろう？

垣見　そうだ。

原告　だから、断層が短いから大きな地震が起きない、とは言えないね？

垣見　そうだ。

海底音波探査の結果から

原告　この研究報告にある音波探査の結果では、四国電力が依頼した電力中央研究所の調査で発見されなかった断層が、上灘沖で見つかっているのでは？

垣見　そうだ。

原告　その断層を見付けるほどの能力が電力中央研究所の調査はなかったということ？

垣見　電力中央研究所の調査でも出ているはずで、上灘沖に断層に相当した変位があることはデータにも現われている。伊方沖と違って、上灘沖の断層は、１ランク活動度が高いということも報告されている。

原告　この論文には、伊方沖での電力中央研究所の調査データでも、中央構造線と思われるところに、横ずれ断層がある可能性を示しているとあるが？

垣見　漠然とした書き方だが。

原告　また、この論文には、電力中央研究所のデータからは、四国電力が言うように、第四紀後期や完新世に断層が動いたかどうか議論できず、より解像度の高い、質のよい記録をもとに、さらに検討を進める必要があると、四国電力が頼りにしている音波探査が、けちょんけちょんに書かれている。

（以下次号に続く）

会計報告（'94.4/1～4/30）

収入	
ニュース講読料	８７、０００
コピー代	８、０４０
計	９５、０４０
支出	
ニュース印刷代	１７、５００
郵送料	１０、２２３
振替手数料	３９０
資料費	５、３７０
コピー・リース料	１０、６０９
計	４４、０９２
差引	５０、９４８
積立金合計	２、２２７、４６４

伊方訴訟ニュース

第 249 号
1994年５月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

柏崎刈羽原発設置許可取り消し裁判判決

伊方最高裁判決を踏襲し住民の請求を棄却

東京電力柏崎原発周辺の住民２８２人が、同原発１号機（沸騰水型、電気出力１１０万KW）の設置許可取り消しを求めて約１５年前から起こしていた行政訴訟に対し、新潟地裁は、さる３月２４日、住民の訴えを棄却する判決を言い渡した。

伊方原発１号機訴訟での最高裁判決が出た１９９２年９月以来、原発行政訴訟に対する下級裁判所でのはじめての判決であるために注目されていた。しかし予想どおり、最高裁判決を完全に踏襲する内容となっており、原発行政訴訟の壁の厚さを見せ付けたものとなっている。

柏崎訴訟では、とくに、安全審査で見落とされていた敷地を横切る活断層（寺尾断層）の存在が明らかになり、それに対する裁判所の判断が注目されていた。それだけに、あまりにも一方的な判決に対する原告住民らの驚きと怒りは大きく、４月６日に東京高裁に控訴し、たたかい続けることをきめた。

以下に、新潟地裁が公表した「判決骨子」の全文を引用しておく。

柏崎・刈羽原発訴訟の骨子

一　本件原子炉設置許可処分は、安全性の審査を含めて法定の手続きに則り行われたもので、これを取り消すに足りる手続き的違法は認められない。また、本件安全審査における調査審議に用いられた具体的審査基準に不合理な点があるとはいえず、本件原子炉が具体的審査基準に適合するとした本件安全審査における調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があるとも認められない。したがって、その基本設計において災害の防止上支障がないものとしてなされた本件原子炉設置許可処分は、実態的にも適法である。以下、付言するに、

二　本件安全審査において、平常運転時の公衆の許容被曝線量値として採用された年間０．５レムが現在でも合理性を有しているかは

２号炉第５２回公判
６月３日（金）午後１時から
松山地裁大法廷

国側垣見証人に対する住民原告側からの最後の反対尋問が行われる。前回には原告らの厳しい追及を受けた垣見証人は２号炉安全審査のお粗末さを認めざるを得なかったし、裁判官らも尋問を打ち切ることができなかった。最後の詰めに全力をあげる原告らを激励する傍聴を！

疑問であるが、本件においては、可能な限り被曝線量を低下させるための対策が講じられているか否かが審査されており、審査の基本方針及び審査事項は合理的であるといえる。

三　わが国における原子炉の故障事例については、いずれも原子炉施設の具体的な施工管理ないし運転管理に起因するものであり、本件原子炉施設が基本設計において災害の防止上支障がないとした本件安全審査の結果を左右するものではない。

四　ＴＭＩ原発及びチェルノブイル原発事故は、運転管理や、詳細設計に係わる問題あるいは当該原子炉固有の性質に起因するものであり、本件原子炉施設が基本設計において災害の防止上支障がないとした本件安全審査の結果を左右するものではない。

五　寺尾断層については、構造性の断層と認めるに十分な証拠はなく、地殻変動により支持地盤の安全性を損なうおそれがないとした本件安全審査の判断過程に看過し難い過誤、欠落があるとは認められない。

垣見証人第２回反対尋問の内容

－２号炉第５１回公判（1994年1月28日）－

（その３）

安全審査で見落としていた地震の影響

原告　伊方原発から約８０Ｋｍのところにある「岡村断層」で、過去に発生したマグニチュード７．９程度の地震が敷地に与えた加速度について、安全審査で判断した最大値より大きいことを認めながら、それでも問題ではない、というのは、あなたの個人的な見解にすぎないのではないか？

垣見　安全審査当時は、活断層の影響について、まだ十分なことが分からなかったが、活断層の専門家の松田さんが、本件安全審査に加わったということは、活断層のことを重視する方向を目指していたことを理解してほしい。

原告　しかし、四国電力の申請書に書いていなかったことが新たに出てきたのだから、２号炉の建設は再検討する必要だあるのではないか？

垣見　法律的なことは良く分からないが、安全審査当時の知見で判断すれば良いと聞いている。

原告　四国電力は、タイプＢの地震については、地震動の計算を金井の式でなく、シードの式でやっているのだろう？

垣見　そうだ。

原告　シードの式だといくらになるのか？

垣見　よく分からない。

原告　「岡村断層」での地震について、シードの式を適用すると、１２７Ｇａｌにもなるが、四国電力は安全審査には、安全上重要な施設は１２０Ｇａｌまで大丈夫に設計しているという書面を出していたが、その数値さえ上回ってしまう。そんな地震が過去に起きているのは事実なのに、それでも大丈夫というのか？

垣見　個々の地震については、加速度を大きく評価するシードの式でやったとは聞いていない。

原告　四国電力の申請に対する許可は法律に基づいているのだから、許可の際に考えていた以上の加速度を与える地震が見つかったのに、それでも大丈夫というのでは、法律なんか無いということになるではないか？

垣見　その当時は、活断層の影響について明示しなかったが、松田さんが安全審査に参加し、今問題になっている活断層から起る地震については、３００Ｇａｌの範囲に収まると判断した。

原告　タイプＢでは１２０Ｇａｌだろう？

垣見　タイプＢはそうかもしれないが、地盤に与える最大加速度としては３００Ｇａｌだと、言っている。

原告　そうではなくて、四国電力がタイプＢの地震については１２０Ｇａｌだから大丈夫と言っているのだ。

國側　尋問が繰り返しになっている。

裁判長　審査当時と現在では、新たに技術の進歩があるから、許可処分はおかしいのではないかと、原告が指摘している問題点は分かったので、準備書面で主張として出してもらい、裁判所はそれについて判決で判断を示す、ということになるので、次の質問に移ってほしい。

原告　安全審査会でのそうした判断は、どういう基準でやったのか？

垣見　判断基準についてはよく知らないので、安全審査会がどういう方針でやっていたかについては答えられない。しかし、基本的には、審査当時の最も新しい知見に基づいて工学的な判断をする。そして、また別の新しい技術が出てきた場合も、直ちにその許可を取り消すようなことはしない方針だと聞いている。

原告　ということは、実際に原発がぶっこわれるまで待つということだな。

垣見　そんなことは言っていないが。

伊方沖の中央構造線

原告　さきに伊方沖の沖積層のできた年代について１万８千年前と言ったが、間違いではないか？

垣見　完全に１万８千年前かどうか分からないが、沈んでいた海面が上がりはじめ、地層がたまりはじめた時代が１万８千年ということだ。

原告　それについて疑問がある。この証拠によると、１万８千年から１万５千年前には、まだ海面がマイナス１２０ｍ前後だったとあるが？

垣見　そうですね。

原告　沖積層の下の洪積層との境は８０ｍ前後だが、海面がマイナス７０ｍぐらいになるのは１．２万年前ではないか？

垣見　そうだが、沖積層のいちばん低いところは８０ｍと言う人もいるし、１４０ｍという人もいる。

原告　しかし、６千年も８千年も違うというのは、ものすごい差だ。どちらが正しいのか？

垣見　沖積層がたまる時代は、１万８千年前から現在までで、そのほかに完新世とか現世は約１万年前、ということになっている。

原告　しかし、伊方沖の沖積層が１万８千年前にできるわけはないだろう？

垣見　そう。その時は陸地だったかも。

原告　それなのに、１万８千年前と証言したのは、それから活動しなかった、と言うためだったかも知らないが、間違いだろう？

垣見　だから、それは、沖積層は１万８千年前から現在までにたまった地層をひっくるめて言う、ということを言ったのだ。